

全労済協会だより

vol.34

CONTENTS

- 「希望のもてる社会づくり研究会」報告(第10回)……1
2008年11月からスタートした「希望のもてる社会づくり研究会」(第10回)の概要をご紹介します。今回は神野直彦主査(関西学院大学教授)と宮本太郎委員(北海道大学教授)から、研究会の論点整理についての報告を受け、その後研究会の進め方等、各委員の間に意見交換が行われました。
- 「地域社会研究会」報告(第1回)……3
2009年9月からスタートした「地域社会研究会」(第1回)の概要をご紹介します。今回は、各委員から自己紹介いただくとともに、本研究会の今後の進め方を方向づける観点から所信および問題意識を提起いただきました。
- シリーズユニカー(団体(法人)自動車共済)Q&A⑪……6
「無事故歴(等級)の引き継ぎについて」
- 事務担当者変更のお知らせ……6
- コラム「暮らしの中の社会・労働保険⑤」……7
健康保険の高額療養費制度について
- 研究員の書棚から……8
『格差・秩序不安と教育』(広田照幸著 世織書房)
- 全労済協会からのお知らせ……8
●当面のスケジュール

「希望のもてる社会づくり研究会」報告(第10回)

全労済協会が実施している「希望のもてる社会づくり研究会」の第10回研究会を9月15日(火)に開催しました。議事の概要をご紹介します。今回は神野直彦主査(関西学院大学人間福祉学部教授)と宮本太郎委員(北海道大学大学院法学研究科教授)から、これまでの研究会の論点整理についての報告があり、その報告に基づいて今後の研究会の進め方等、各委員の間に意見交換が行われました。

▶ 第10回研究会(2009年9月15日開催)

(主な議題) ● 研究会の論点整理 神野直彦主査、宮本太郎委員

- 今後の研究会の進め方等について 各委員の意見交換の抜粋

1. 研究会の論点整理

神野主査の論点整理の概要

1. 「希望のもてる社会」についての基本的な考え方

- 各委員の発表について、共通認識としては、
 - ①新自由主義的なビジョンが破綻した、
 - ②新たなビジョンが必要だが、今は模索をしている段階である、ということになると思う。

2. 「希望」をどう捉えるか

- 「希望」とは、『広辞苑』によると、「明るい見通し」と「実現への願い」の2つの意味がある。
- サルトルは、「人間は希望を持つのは誤りであろう。希望とは行動に対する最悪の障害である」と述べて

いる。これは、明るい見通しを持つと、待っていれば希望が実現すると考えて行動しなくなる、ということである。

- また、サルトルは「絶望というのは非常にいい」とも述べている。暗い見通しというのは「不安」であり、意志と責任との一体感のあるものとして「絶望」がある。
- 意志と責任との一体感のあるものとして「希望」を捉えたと、アンドレ・マルロー(André Malraux)は『希望(L'Espoir)』という書物の中で「希望」とは「黙示録」と述べている。
- さらにサルトルは、「失業者には自由がある。その自

由は諦めて自分の境涯を受け入れるか、それともそれに反発するか、どちらかを選ぶことが常に可能であるが故に、自由なのである」と述べており、「貧困が人間の宿命であることを拒否する人間となること」を選ぶことが「希望」だと定義している。

宮本委員の論点整理の概要

1.「希望のもてる社会づくり研究会」の成果の取りまとめに当たって

- これまでの研究会において、各委員は各分野での最先端の分析と展望を発表してきた。これをどのように研究成果としてまとめるかである。特に「希望」というキーワードとの関連をどうするのか。

2.「希望」の3つのベクトル軸

- 「希望」には3つのベクトル軸があるのではないかと。
 - ①つながりの希望（関係軸）は、つながり、協力、存在の承認であり、生存や承認のためのつながりである。

2.今後の研究会の進め方等について

各委員の意見交換の抜粋

1.研究会の成果報告書について

- 報告書をまとめるに当たって、これまで主導的な役割を果たしてきたとされる新自由主義的なシステムの何が問題だったのか、認識を統一する必要がある。また、今までとは何の状況が変わったのかを認識することも必要である。
- 当研究会では、世界がこれからどうなっていくのか、これからの産業はどうなるのか、家族や地域コミュニティについての問題等が議論されていないが、このような内容も成果報告書に盛り込むべきかどうかだ。

2.世界の動きと日本

- グローバリゼーションの流れで、資本や企業や人間が国境を越えて流動的に移動する時代になり、日本も世界に向けて開かれつつある。
- しかし、移動は完全にフリーになるということではなく、水がしみ出るようにじわじわと増えていくのではないかと。
- また、現在は、従来の国民国家的な仕組みの崩壊と、国際的な変動要因が国内に及ぼす影響とが同時並行的に進んでいる。
- 新自由主義ビジョンは破綻したが、今度は世界的に保護主義的な動きとなり、新興国と先進国の資源の

3.研究会の成果の取りまとめに当たって

- 研究会の成果を取りまとめるに当たっては、主体の行動としての認識、つまり国民の積極的な意志と、未来に対する責任を打ち出していくべきではないかと思う。
- ②持続の希望（時間軸）は、明日に持続していくこと、受け継がれていくことであり、社会的環境と自然環境の持続可能性である。
- ③発展の希望（関係における発展・個における発展の軸）は、持続のなかで変化すること、発展すること、向上することであり、人間と社会の発展可能性、変化の可能性である。
- この研究会では、この3つのベクトル軸に沿って、「なぜ希望がもてない状況なのか」「希望の可能性はどこにあるのか」が論じられたのではないかと。

奪い合いなど、もっと解決が難しい問題が出てきて、悪い方向に向かう恐れがある。

3.日本の現状について

- これまで日本は一国主義で勝ち抜くという方針でやってきたが、移民や外国人などの多文化主義の視点は弱い。
- 政権交代で、現在はポスト自民党体制になって、いろいろなことが変わっていくだろうが、どのような体制であれ、「希望のもてる社会」の見通しについて当研究会の研究成果はしっかりしたものにしななければいけない。
- 鳩山総理が提唱している「東アジア共同体構想」についても、日本とアジアとのつながりをどのように考えていくのか、議論する必要があるのではないかと。

4.今後の研究会の開催について

- 以上の意見交換を踏まえて、次回以降、国際政治・国際関係は今後どのように動いていくのか、またアメリカのグリーン・ニューディール政策はどのような効果・影響をもたらすのか等の論点について、外部講師を招いて講演してもらい、各委員の共通認識をさらに深めて成果報告書の内容を充実させていく。

（文責：調査研究部）

「地域社会研究会」報告(第1回)

全労済協会では、本年度より「地域社会研究会」(主査:岡崎昌之 法政大学現代福祉学部教授)を設置し、第1回研究会を2009年9月14日(月)に開催しましたので、その概要をご紹介します。今回は、各委員から自己紹介いただくとともに、本研究会の今後の進め方を方向づける観点から所信および問題意識を提起いただきました。

▶ 第1回研究会(2009年9月14日(月)開催)

- (主な議題)
1. 開 会
 2. 理事長挨拶
 3. 委員・事務局の紹介および研究会主査の確認
 4. 今後の進め方、次回日程等について
 5. 閉 会

【研究会委員】(敬称略)

〈主査〉

岡崎 昌之：法政大学現代福祉学部教授

〈委員〉※五十音順

青木 勝：長岡市山古志支所長

坂元 英俊：阿蘇地域振興デザインセンター事務局長

高端 正幸：新潟県立大学国際地域学部准教授

並河 信乃：拓殖大学地方政治行政研究所客員教授

林 美香子：慶應義塾大学大学院

システムデザイン・マネジメント研究科教授

山重 明：株式会社ノーザンクロス代表取締役

横石 知二：株式会社いろいろ代表取締役

議事要録(抜粋)

(岡崎主査)

本日は第1回ということもありますので、各委員の皆様方から、地域社会研究会への期待やご自身の問題提起あるいはご関心のあるところを発表いただき、全体的に皆様がどういうお考えをお持ちなのかを確認させていただきたい。冒頭で割合踏み込んだ自己紹介をしていただきましたが、それと内容が重複してもよろしうございませう。その上で、第2回からは、各委員がそれぞれの現在取り組んでおられる事業や研究調査などを、お一人かお二人ずつ順次ご発表いただこうかと考えております。

(青木委員)

山古志は、震災によって、それまで潜在化していた地域問題が一気に顕在化しました。こういう状況でまず私が考えたのは、日本の中山間地とは何かということです。かつて中山間地が一番力を持っていた時代というのは、昭和30年代でした。食料生産も含め、薪炭その他で山を利用することができて、人口を許容するだけの資源を中山間地が保有していました。経済の発展とともに過疎化が進むのはある意味必然ではあると思いますが、高齢化社会が到来したときに、この問題の一番基本にまた返らなきゃいけないのではないかと考えております。政府がここ40年間行ってきた過疎対策は、非常に良い部分も多々ございましたが、一方で、財源その他も含めてすべて国に依存してきたため、地方を脆弱にした面も

否めません。日本全国の過疎地でとられる施策は、「若者定住」「工場誘致」「観光立村」という3つにパターン化されており、「日本全国そば道場」と揶揄されるように、手法として結果的に上手くいっていない状況です。

(冒頭の各委員の自己紹介で)地方主権という言葉が飛び交っていましたが、地方主権なんて当たり前の話です。ただし、それを財政上どう手当てるかも考えないといけません。人口の9割弱が首都圏その他の都市部に集中している以上、税金も9割弱はそこに落ちるんです。新潟県内の2008年の税収は5,050億円でしたが、5,050億円そっくりあげるから後はそちらでやってよねと国から言われても、これでは県の予算も組めません。そのことの再分配をきっちりと考えないといけません。

また、中山間地対策として、林業というものをどう考えるか。林業の衰退は、地域経済だけでなく防災上も危機的な状況を生み出しています。日本はこれだけ木材を使う国なので林業には相等の役割があるはずなのに、外国から安い木をどんどん切ってくるものですから、日本の木材が使えないという状況になっています。それで森林が管理されず荒れてしまい、地震や大雨の際に災害を引き起こしてしまう。地球温暖化が叫ばれるなか、日本が今までどおり外国で好き勝手に伐採するということは、もはや許されなくなるでしょう。そうなったときに、もう1回林業に光が当たるのではないのでしょうか。もともと、

林業がそれまで凌げるかという課題がありますが、ともあれ、日本の中山間地対策には、国土管理的な視点もまた必要であります。

最後に、高齢化社会になったときに、地方の持っている本当の役割とか価値というものを再認識して、地方がそこでどういう役割を果たすことができるのを、人間の生き方や暮らし方など日本人の死生観も踏まえてきっちり議論していかないといけません。震災後の山古志のお年寄りたちを見ると、死ぬことを前提にしているんですね。「とにかく生まれ故郷で死にたいんだ!」という想いは、まさに村や山に帰るための1つの大きな動機づけでもあるわけです。そういう原点に返った中で、地方の役割というのをどうやって果たしていくかを皆さんと議論できれば、すごく面白くなるのではないのでしょうか。

(坂元委員)

阿蘇地域(合併後1市6町村)というのは、もともとは中山間の人里離れた地域だったんですけれども、最初の大きな契機は、鉄道の敷設でした。鉄道が入ることによって、観光という芽吹きが生まれ、温泉が活況を呈していくわけです。現在は、年間1,850万人という巨大な観光客を受け入れています。その一方で、町の商店街とか農村集落といった生活の場はどんどん寂れているのもまた実情です。要するに、観光業者のため観光という社会構造になってしまったことが要因であり、こうした状況に変化をもたらすには、それぞれの地域がばらばらに行動するのは難しい。阿蘇の場合は、地域振興デザインセンターという各市町村と県を網羅した財団が、新しい地域社会をつくり上げていく上で大きな役割を担っています。観光だけで地域を活性化しようとするとしてもずれや歪みが生じるので、地域側が主体を持った地域構造に変えていかないといけません。

実は、ここ5年か10年ぐらいのうちに、集落がなくなってきました。集落がなくなるとことは、そこで培われてきた祭や文化も消えることを意味します。そういう意味では、私たちはものすごく沢山の宝を実は失っているんです。でも、それを知らないから無くなっても気づかないんですね。今までは、田舎というのは都市に近づこうとして変化してきました。しかし、実は都市化が社会のひずみを産み出していることに気づいてくると、やはり、かつての農山村などの暮らしに立ち返って、残していかないといけない様々なものを点検する時期にきていると考えています。

各種団体にしても地域にいても、そこで動いている中心は「人」です。考え方を持った人が一人一人つながり合ってそこで広がりを持っていくから、社会的なものも変化

していくわけです。阿蘇では、近隣の竹田(大分)や高千穂(宮崎)などの観光ツーリズム拠点とネットワークを構築しています。まずは地域側が直接つながり合って、地域側の受け皿を創り出していくなかで、市町村行政や県がインフラ整備やバスなどの公共交通に取り組む時代になりつつあります。また、観光の分野でもだんだん世代交代が進んでいます。地域の人、そしてそれを今から築き上げていく若い人たちも含めて、どういう考え方で地域づくりをやっていけばいいのかという時代にも来ていると思います。このような時代の流れの中で、この研究会の中でも、1つの光といいますか筋道が見えてくるようになればいいなと思います。

(高端委員)

財政学というのは経済学の一部に位置づけられていますが、そこでは、例えば地方交付税を削るというときに「住めない地域が出てくるじゃないか」と言う、「では引越せばいいじゃないか」ということを当然のように言う考え方が幅を利かせている現状があります。それに対して、私なんかは正攻法で反論しているつもりなんです。研究の現場では、このように現実から乖離した議論に対抗して理論を立てていくことが往々にしてあつたりします。

地方自治体の役割とは何か。地域ごとにさまざまなニーズがありますが、最低限守っていかねばならないものとして、「教育」「介護」「保育」などがあります。昔であれば家族が担っていましたが、家族あるいは地域・コミュニティの力が弱まってくる中で、自治体の人々から集めた税金を使ってそうした役割を担っていくことは必要であり、これが出来ないことで地域の力が弱まるということはあつてはなりません。生活を守るという部分に関しては、人々が全国どこに住もうが、自治体がちゃんと担っているというような状況をつくり出すような地方財政でないといけないだろうと考えています。

(並河委員)

ひとつお考えいただきたいのは、いわゆる「実験の勧め」ですね。既にお話が幾つか出ていますが、全国で自治体あるいはNPOが悪戦苦闘していろいろなことをやろうとしているけれども、様々なしがらみがあつてなかなか上手いいかない。それを取り払おうにも、例えば、明日から一挙に全部なくしますと宣言したところで、なかなか世の中は進みません。ならば、それを強く意識している場所で、まず試しに実験できるような仕組みはないのかと。私は、20年近く前の第三次行政革新の際に「パイロット自治体制度」という制度を提唱し、後の小泉内閣では「構造改革特区制度」という似たような制度が導入されました。これは、自治体あるいは民間からの提案を受けて、実験

的にやってみて、それが特に弊害がなければ全国的な制度にしようというものです。最近はやや下火になっていますが、現場で悪戦苦闘している自治体、NPO、企業が持っているアイデアを活用して、それを全体のシステム改革に結びつける意味では、もう一遍「実験の勧め」ということで現場の元気を鼓舞できないかと考えております。

実は、現在、特区制度は危機に瀕してしまっていて、5年の期限立法だったものが1回延長されてあと3年か2年半ぐらいあるのですが、みんなおそらく関心がなくなっています。というのは、提案しても各省庁が「だめだ、だめだ、だめだ」って言って実現しないものですから、いくら提案したって実現しないとなれば、そんなもの下火にならざるを得ません。今度政権が変わって、この制度にどの程度関心のある人が出てくるのか期待したいところです。茨城第1区から当選した福島伸享氏（元内閣官房構造改革特区推進室参事官補佐）はこの制度の生みの親の1人ですから、がんばってもらって、もう一遍これを復活させてくれることを期待しています。この研究会でも、現場のイノベーションを全体のシステム改革に結びつけるという意味で、「実験の勧め」というようなお話をさせていただければというふうに思っています。とりあえず以上です。

（林委員）

私は最近、農村と都市の共生、「農都共生」という言葉を使って、『農都共生のヒント』とか『農村へ出かけよう』という本を出版しております。地域が元気になっていくための1つのキーワードとしては、農都共生はものすごく大きな意味を持つんじゃないかなと私自身は思っています。今回は全国から委員の方たちがいらっしゃるので、できれば地方で会議をできたら嬉しいなと思っています。

地方でも元気に暮らせるということをもっと中央に向けて情報発信しなければいけないと思います。例えば、私のゼミ生の北海道農業視察を取材してもらうよう朝日新聞や読売新聞の北海道支社に働きかけて取材に来てもらっていますが、これが首都圏で記事に載るかといったらすごく難しい。地方の記事が全国版のトップを飾るのは、よほどすごい写真が撮れるとか大事件が起きない限りは無く、首都圏の人は地方のことを知らずに一生を終えてしまうと言えます。載るのは、限界集落の特集とか暗い話題のことばかり。もちろん限界集落は暗い話ではありますが、そこでもものすごく頑張っている人たちもいるのに、なかなかそこまで話題が行かない。景観の美しさとか、癒しの力とか、国土の保全といった地方の多面的な機能というのが、一部の田舎好きの人に伝わるだけではなく、全国民に発信できないか。フランスでは、DIACTという都会人が地方に行く仕掛けを国が省庁横断的に作っ

ていて、そういうものも提案していかないといけない。

また、地域に住む私たちとしては、「スローフード」「地産地消」を意識すべきではないでしょうか。意識ある消費者は直売所で買い物をするなどしていますが、一般的には、ナショナルチェーンの安いお店でみんな買い物をすることで、地方で消費されるお金の約8割が本社のある東京に還流していると言われていています。消費者・生活者である国民も、もっとその辺りは地域を守っていくという意識がないと、お金が全部中央に行ってしまうようなことになっていて、そういうこともまた知らせていくようなことが必要かと思います。

（山重委員）

自分がいつも考えてきたことの1つは、やはり国と地方との関係です。いわゆる地方主権だの地方分権だの、言葉を変えても基本的に言っていることは一緒です。ただ、僕も地域からとにかく声を上げていこうと随分頑張ってきたつもりですが、なかなか地域から声が上がらない。お国に楯突いてどうするんだみたいな話が中心になります。そこで感じているのは、やはり市町村のレベルといますか、地方行政の一番現場を担当されている行政組織の限界というものがはっきりしてきています。むしろ、国や霞が関の方が、地域の現実とか戦略性に対して意外と反応するようになってきている。ところが、事業は相変わらず国から都道府県に下りてきて、都道府県で何かよく訳のわからない評価とかいうものがついて、市町村は自分が思っているようなメカニズムでなかなか動かせないという問題がある。成長期は非常に有効に機能したと思うんですが、これから地域が戦略性を持って自ら何かを作るとなると、今までの国・都道府県・市町村という3層性の行政システムを抜本的に変えざるを得ない、変えるときがちょうど来ているんじゃないかと思っています。逆に地方も、「金がないと何もできない」って言っている限りは勝てない。地方からも、財政デザインなどを構築して逆に国に対してぶつけていくことが必要です。

また、本日お集まりの委員の皆様は、農山村や中山間地の方が中心ですが、実はいま地方で一番大変なのは、人口10万～30万人規模のいわゆる地方都市です。農村地域は、勝負できる名産品を結構持っておりコンセンサスの形成も容易ですが、地方都市にはそれらが欠けています。周辺の中山間地や農村地域が持っているストックと、地方都市の持っている医療・福祉といった都市的な機能をどうまとめて生活経済圏として再編成していくか、これもまた重要なテーマではないかと思っています。

（※横石委員は欠席）

シリーズ ユニカー (団体 (法人) 自動車共済) Q&A⑪

Q

現在、ユニカーと契約している車両がありますが、契約車両は廃車し、新車を購入予定です。その場合、新しい車両に契約を入れ替え無事故歴 (等級) の引継ぎはできますか？

廃車となる契約車両と新規取得の車両が同一の「契約車種」である場合は、車両入替が可能となり無事故歴 (等級) を引継ぎます。新規取得の車両が同一の「契約車種」でない場合でも下表に該当する場合は、車両の入替ができます。

また、車両入替処理が可能か否かによって、変更手続きの方法は次のとおりとなります。

①入替処理が可能な場合 (無事故歴の通算が可能な変更)

異動届、車検証 (写) を提出します。

②入替処理が不可能な場合 (無事故歴の通算が不可能な変更)

現在の契約を解約し、同時に新規加入の申し込み手続きを行います。

解約届、新規申込書、車検証 (写) を提出します。

A

※契約車両を買い替えた場合は、必ず車両の変更手続きを行ってください。

そのまま手続きをしないでくと、新規に購入した車両は補償の無い状態となってしまいますので、事故の際に共済金が支払われなくなってしまいます。

契約車種	入替可能車種
①自家用普通乗用車 2.5ℓ以上	①～⑦へ入替可能
②自家用 (普通・小型) 乗用車 1.5ℓ以上2.5ℓ以下	
③自家用小型乗用車 1.5ℓ以下	
④自家用小型乗用車 (2.5ℓ以上) ディーゼル車及びロータリー車	
⑤自家用小型貨物車	
⑥自家用軽四輪乗用車	
⑦自家用軽四輪貨物車	

契約車種	入替可能車種
⑧自家用普通貨物車 2t以下	①～⑨へ入替可能
⑨自家用普通貨物車 2t超	⑧⑨へ入替可能
⑩自家用二輪自動車	⑩⑪へ入替可能
⑪原動機付自転車	⑪へ入替可能
⑫自家用バス	⑫へ入替可能
⑬自家用三輪自動車	⑬へ入替可能
⑭自家用軽三輪自動車	⑭へ入替可能
⑮自家用特殊用途自動車	⑮へ入替可能

事務担当者変更のお知らせ

相互扶助事業に関するお問い合わせ等の担当者が右記の通り変更になりましたので、お知らせいたします。

団体 (法人) 自動車共済	田邊 健吾
団体建物火災共済	坂東 美紀
慶弔 (自治体提携用) 共済	佐野 則子 (変更無し)



暮らしの中の社会保険・労働保険⑤ 医療保険(高額療養費)

景気の低迷により勤労収入が伸び悩む中で、毎月の社会保険料が徴収され、さらに高額な医療費の一部負担金を負担することにより、家計が圧迫されるケースが目立っています。このような状況の下で国民皆保険制度を守り、給付の内容及び費用の負担の適正化を図りつつ、国民生活の安定に寄与することが医療保険制度に求められていると言えます。

そこで今回は、健康保険における高額療養費制度について説明します。

Q1. 病院での入院費用がかさみ、自己負担額が家計に重く押し掛かっていますが、何かいい方法はありませんか。

A1. 健康保険では多くの場合、被保険者の一部負担金の割合が3割とされているため、病気により長期入院した場合などには、医療費の一部負担金が増え続け家計の負担が極めて大きくなります。そこで、国民皆保険による共助の機能を発揮させ、やむを得ず一部負担金が高額になった被保険者に対して、支払った一部負担金の一定額を返金することにより家計の負担を緩和できるように、公的医療保険制度には高額療養費制度が設けられています。

Q2. 私は会社員ですが、健康保険の「高額療養費制度」とはどのような制度なのですか。

A2. 会社員の場合、健康保険の被保険者となりますが、高額の医療費を負担した場合には高額療養費制度の対象となります。高額療養費の支給額は被保険者の年齢と所得に応じて計算され、高齢者、低所得者ほど自己負担限度額が低く抑えられています。制度内容は70歳未満(*1)の場合と70歳以上(*2)の場合で異なりますが、70歳未満の場合、所得区分が、上位所得者(*3)、低所得者(*4)、それ以外(以下「一般」といいます)の3つに分かれ、それぞれの所得区分に応じて、1ヶ月間の医療費の自己負担限度額(これを「高額療養費算定基準額」と言います)が定められています。そしてこの限度額を超える一部負担金について、高額療養費として返金され、または現物給付の方法により立替支払いが不要となります。

(*1) 70歳に達する日の属する月以前の人を指します。

(*2) 70歳に達する日の属する月の翌月以後の人を指します。

以下年齢表記において同じ。

(*3) 療養した月の標準報酬月額が53万円以上の被保険者

(*4) 市町村民税非課税者など

Q3. かった医療費はすべて高額療養費の計算の対象になるのですか。

A3. 医療費すべてが対象になるわけではありません。①入院時の食費に相当する入院時食事療養費・食事療養標準負担額、②特定長期入院被保険者(*5)の入院時の光熱水費に相当する入院時生活療養費・生活療養標準負担額、③全額自己負担とされる高度の医療技術を用いた療養である評価療養、④いわゆる差額ベッドや、緊急ではない病床数200以上の病院での初診など、被保険者の選定に係る療養である選定療養、などは計算の対象から除かれます。つまり、これらがいくらか多額に上っても高額療養費は支給されず、当該自己負担は軽減されません。

(*5) 介護保険の療養病床に入院する65歳以上の被保険者

Q4. 具体的な計算はどのようにされますか。

A4. 70歳未満の場合、高額療養費算定基準額が次の計算式に

より計算されます。そして被保険者またはその被扶養者について同一の月に同一の病院などから受けた療養の一部負担金がこの基準額を超えた場合に、その超えた金額が高額療養費として支給されます。また、複数人が同一の月に医療機関にかかったか、同一人が複数の医療機関にかかった場合であって、同一の月に同一の病院などから受けた療養の一部負担金(*6)を合算した同月の金額がこの基準額を超えたときも、一部負担金等世帯合算額からこの基準額を控除した金額が高額療養費として支給されます。

〈高額療養費算定基準額の計算〉

上位所得者 150,000円+(医療費-500,000円)×1%

一般 80,100円+(医療費-267,000円)×1%

低所得者 35,400円

例えば、同一月に「一般」の区分に該当する被保険者がA病院に入院し、入院500,000円、一部負担金150,000円(食事療養を除く)、通院20,000円、一部負担金6,000円を支払い、同一月に被扶養者がB病院に入院し、入院100,000円、一部負担金30,000円(食事療養を除く)を支払ったとすると、A病院通院の一部負担金は21,000円に満たないため計算の対象から除かれ、医療費は500,000円+100,000円で600,000円、高額療養費算定基準額は

$80,100円 + (600,000円 - 267,000円) \times 1\% = 83,430円$ となり、高額療養費として150,000円+30,000円-83,430円=96,570円が支給されることとなります。なお、共働きの夫婦がそれぞれ被保険者である場合、同一世帯であっても高額療養費の計算において両者の医療費は合算の対象とはならず、それぞれ別々に計算されることとなります。

(*6) 21,000円以上のものに限り、ただし入院と通院は区分してそれぞれ21,000円以上かどうかで判断します。

Q5. 一時的な立替とはいえ、資金繰りが大変です。また数ヶ月間高額の医療費がかかったり、介護の費用も考えると医療費だけで毎月8万円以上の負担は大変です。

A5. 高額の医療費一部負担金を支払わないですむよう、現物給付化する仕組みがあります。全国健康保険協会などの保険者から「健康保険限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提出することにより、医療機関窓口での支払いは自己負担限度額までで済むことになります。

また、数ヶ月以上にわたって高額療養費が支給されるような場合は、高額療養費多数回該当の場合の負担軽減措置があります。具体的には、療養のあった任意の月から遡って当該月を含む12ヶ月以内に高額療養費支給月が3月以上あるとき(当該月を除く)は、「一般」の区分の場合、当該月の高額療養費算定基準額が44,400円となり、自己負担額がさらに軽減されます。なお、70歳以上の場合は基準額等がさらに軽減され、一部負担金の合算の要件も緩和されます。

さらに、健康保険の一部負担金と介護サービスの利用者負担額の合計額が著しく高額の場合、8月から翌年7月までの1年間を計算の対象期間として、高額介護合算療養費が支給され、例えば70歳未満で「一般」の区分の場合、合計額で年額67万円が自己負担額の上限とされ、超える金額が健康保険と介護保険に按分されて支給されます。

(監修：CFP®認定者 西岡秀昌)



研究員の書棚から

『格差・秩序不安と教育』（広田照幸著 世織書房）



本書の中心的なテーマは、学力格差の問題、すなわち、「学力格差の問題は社会構造の再編成にかかわる政治的問題なので、現代の新自由主義的な教育改革そのものの動きを分析・考察」することであり、もう一つは、ミクロな次元で起きているモンスターペアレントや子どもの安心・安全の問題など、現代社会における〈他者〉に対する不安、不満が反映された問題にどう対処したらよいのか、考察したものである。

さらに、あとがきでも述べられているように、「目の前の教育の具体的な問題をきちんと考えよう」とすると、どうしても、その大きな社会の変化（日本社会の急激なグローバル化—引用者注）に目を向ける必要がでてくる。教育政策や教育を取り巻く環境に対して、90年代以降の社会変動がどういう影響を与えてきたのか、また、これからの展開をどう考えればよいのかといったことについて思考をめぐらせてみたものである。

以上、前置きが長くなってしまったが、本書を通読して感じられることは、著者の立ち位置が非常に明確であるということである。

すなわち、グローバリゼーションが進むこれからの時代のなかで、「グローバリゼーションのさまざまな影響を理解しつつ、賢明な政治的判断を下すことのできる叡慮に富んだ市民を、教育が作りだしていくこと」（本書80P）が肝要であるとし、「相互の利害や主張を調整しながら、それぞれの生き方を相互に保障し、支えあうようなシステムを構築できるような、叡慮に富んだ市民・国民になっていくことが必要なので」（同81P）あり、そのための教育が構想されなければならないという。

評者が最も印象深く感じるのは、著者が、このように、教育という〈問い〉を常に動的に、歴史のダイナミクスのなかで捕らえなおそうとするその姿勢である。

そのことは、「教育は教育だけで独立して存在しているわけではなく、常に社会のあり方によって規定されている」と

いう認識、或いは「教育はその社会がもっている、未来社会についての構想によって規定されている」という考えに裏打ちされている。

つまり、未来社会の構想なくして教育はありえないのであり、「特定の規範や道徳で社会を統合する共同体的公共性を追求しようとするか、それとも多元的で多様な価値を持つ個人からなる市民社会的な公共性を追求しようとするか、という争点」（同249P）により、教育の内容は大きく変わらざるを得ないといえる。著者の構想が後者にあることは明らかであり、あなたにとってのグローバリゼーションとは何か、あなたはどんな社会を創ろう、選びとろうとしているのか、大いに議論を戦わせようじゃないかと著者はいいたいのである、と思う。

例えば、第13章「学校は政治教育をタブー視するな」では、『「社会のことに関心を持たない今の若者」と大人が青少年を非難するとするならば、それは筋違いである。むしろ、現実の問題にふれる機会を青少年に準備してこなかった、大人の側の責任である。』とし、「学校教育のなかから『政治的なもの』が徹底して排除されてきた結果、大半の青少年は現実の社会が抱える深刻な問題や判断が難しい問題にふれる機会のないまま、成人になっている。現実の社会や政治とは切り離された学校空間が、『半径3メートル以内の中でしか世界を実感できない若者』を作り出しているのだ。』と断罪したうえで、対応策として以下の3つを具体的に提案していることからわかるのである。すなわち、「現場の教員に今よりも大きな自由度＝許容範囲を与え、工夫させるやり方が最も適切であろう。」「そのためには教員が変わる必要がある。つまり、『正しいこと』を教え込む教員ではなく、生徒とともに〈問い〉を立て続けるような教員像である。」「大学入試が変わらなければならない。暗記的な知識だけでなく、思考力や論理的構成力、表現能力などが試されなければならない。』と。

こうした既成のドグマに囚われない著者の思考のダイナミズムは、本書の第1章から第18章まで一貫しており、教育関係者だけでなく、広く国民（市民！）が手にとっていただくことをおすすめしたい一冊である。

（文責：調査研究部 吉澤明純）

全労済協会からのお知らせ

▶全労済協会当面のスケジュール

日 時	内 容	主 な 議 題 など
11月4日(水)	第2回「地域社会研究会」開催	委員報告、討議など
11月16日(月)	第3回「地域社会研究会」開催	委員報告、討議など

全労済協会だより vol.34 2009年11月

発行: **全労済協会**
 (財)全国勤労者福祉・共済振興協会
 発行人: 高木 剛 編集責任者: 西岡 秀昌

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
 ☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyoukai.or.jp>